

こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託実施団体の募集について

1 趣旨

幸区は、行政以外の主体が有する専門知識やノウハウ・業務経験を活用しながら、乳幼児の親子及び学齢期の児童を対象に、身近な公園等でのこどもの外遊びの活性化と保護者等への子育て支援を行うとともに、その担い手を外遊びの実践や講座の開催を通じて育成することにより、多様な人材が地域で子育て支援を担い地域包括ケアシステムにおける自助・互助の推進に寄与することを目的として、こどもの外遊び・地域人材育成推進事業を委託し、その事業者選定のために公募型企画提案を実施するものです。

2 委託業務について

(1) 業務内容

別紙「こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託仕様書」のとおり

(2) 業務の前提

各事業者の企画提案による業務内容等を評価した上で事業者を選定し、選定された事業者が提案した業務内容をもとに本市と調整を行い、事業を実施します。その他詳細については、本市と事業者で協議の上決定します。

(3) 契約上限額（参考価格）

911,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) その他

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

3 参加資格について

この企画提案に参加するためには、法人または法人格を持たない任意団体（以下「法人等」という。）とし、次の条件を満たしていることとします。

《共通条件》

- (1) 市内において、子育て支援に関わる活動を3年以上行っていること。
- (2) 仕様書に掲げた内容を全て実施できること。
- (3) 5人以上で組織していること。
- (4) 法人等又はその代表者が、契約を締結する能力を有するものであること。
- (5) 法人等又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的としていないこと。
- (8) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にないこと。
- (10) 公序良俗に反しないこと。

《法人のみに適用する条件》

- (11) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (12) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (14) 川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応する業種である「99:その他業務」に登録されている者。

《法人格を持たない任意団体のみに適用する条件》

- (15) 団体の運営に関する定款、規約又はこれに相当する書類を備えていること。
- (16) 予算及び決算を適正に行っていること。

4 応募手続について

本公募に参加を希望する場合には、参加意向申出書を取得し、必要事項を記載の上、持参により提出してください。

(1) 参加意向申出書の交付

ア 交付及び受付期間

令和 6 年 1 月 29 日（月）から令和 6 年 2 月 5 日（月）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

イ 交付場所

(ア) 書面：川崎市幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課（幸区役所 3F）

(イ) ホームページ：川崎市幸区ホームページ

ウ 提出先

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1

川崎市幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課（幸区役所 3F）
（持参以外の方法での提出は受け付けませんので御注意ください。）

(2) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書に基づき応募資格を確認後、参加資格確認結果について令和 6 年 2 月 8 日（木）に
電子メールにて法人等連絡先に通知します。

(3) 質問及び回答

仕様書の内容についての質問は、質問書により、電子メールにて受け付けます。

なお、電話及び口頭での質疑応答は行いませんので御注意ください。

受付メールアドレス：63keasui@city.kawasaki.jp

ア 受付期間

令和 6 年 2 月 8 日（木）午前 8 時 30 分から令和 6 年 2 月 15 日（木）午後 5 時まで。

イ 回答

令和 6 年 2 月 19 日（月）までに電子メールにて、参加資格確認結果通知者全員に通知します。

5 企画提案のための必要書類

(1) 企画提案書

ア 書式等

(ア) 用紙サイズは A4 版（縦横どちらでも構いません。）とします。

ただし、図表等については、必要に応じて A3 の折込でも可とします。

(イ) 提案書の表紙には、表題、法人・団体名及び提出年月日を記載してください。

- (ウ) 表紙を除いて、10 枚以内で作成してください。
- (エ) 散逸しないような形で綴ってください。
- (オ) 作成にあたっては、概念図・フロー図などを活用し、分かりやすく具体的に表現してください。

イ 提出部数

2 部提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

ウ その他

- (ア) 提案書等の作成及び提出に伴う費用は、提案参加者の負担とします。
- (イ) 再提出は、提出締切日以前に限ります。ただし、部分的な差替えは認めません。

(2) 見積書

ア 記載金額

- (ア) 見積書に記載する金額は、委託事業にかかる消費税及び地方消費税を除いた金額です。
- (イ) 見積書に記載する金額の合計に、消費税及び地方消費税を加算した金額が「2 (3) 契約上限額」を超えないようにしてください。

イ 提出部数

2 部提出してください。1 部はコピーで構いません。

6 企画提案書の記載項目

次の項目については、必ず記載してください。詳細は別紙「こどもの外遊び・地域人材育成推進事業評価基準及び提案書記載項目」を参照してください。

- 評価項目 1 応募の理由・動機及び業務目的の理解
- 評価項目 2 現状の課題認識と具体的な解決の手法
- 評価項目 3 事業計画
- 評価項目 4 委託業務の具体的な実施方法
- 評価項目 5 業務実施体制
- 評価項目 6 達成される成果
- 評価項目 7 成果の測定・検証
- 評価項目 8 企画提案内容と見積額の整合性
- 評価項目 9 危機管理・個人情報保護
- 評価項目 10 アピールポイント

7 企画提案書等の提出

企画提案書及び見積書（以下「提案書等」という。）は、次のとおり持参により提出してください。

(1) 提案書等の提出受付期間

令和 6 年 2 月 19 日（月）から令和 6 年 2 月 26 日（月）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(2) 提出先

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1

川崎市幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課（幸区役所 3F）
（持参以外の方法での提出は受け付けませんので御注意ください。）

8 企画提案会（プレゼンテーション）及び評価委員会

上記7で提出していただいた提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

(1) 日程

令和6年3月4日（月）午後1時30分から

※上記日程については、変更になる場合があります。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションについては、原則として本事業委託に携わる予定の者が実施してください。

イ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。

ウ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりです。

(ア) 準備及び説明：15分（プレゼンテーションは10分以内とします。）

(イ) 質疑応答：5分程度

(ウ) 片づけ等：5分

エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は、パソコンを持参してください。

オ プロジェクター、スクリーンは事務局で用意します。

(3) 評価者

本市が設置する「幸区役所子ども・子育て支援事業運営委託プロポーザル評価委員会」における評価委員が評価者となります。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、提案書等及びプレゼンテーションの内容について行います。

9 評価基準

(1) 評価方法

別紙「こどもの外遊び・地域人材育成推進事業評価基準及び提案書記載項目」により、評価項目ごとに5段階評価を行います。ただし、「評価項目9 危機管理・個人情報保護」については3段階で評価を行います。

(2) 評価点

評価点は、A) 特に優れている：10点、B) 優れている：8点、C) 標準（一般的な内容）：6点、D) やや劣っている：4点、E) 劣っている：2点、とします。

ただし、「評価項目9 危機管理・個人情報保護」の評価点については、B) 優れている：8点、C) 標準（一般的な内容）：6点、E) 劣っている：2点、とします。

(3) 最低基準

最低基準として、「E) 劣っている」が付いた法人等は選定しません。また、全体の配点に比し、獲得した合計点が60%を下回る法人等は、原則として選定しません。

10 審査結果通知

審査結果については、令和6年3月末までに全ての提案者宛てに書面により通知します。

なお、審査結果等について電話等での問合せには応じられませんので、御了承ください。

11 契約手続等

審査結果の通知後、速やかに契約予定者と契約の締結に向けて手続を行います。

(1) 契約保証金は契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 前払金 可

(3) 契約書の作成 要

12 その他

- (1) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。
- (3) 本業務委託の募集、実施等に関わって提出した書類は、川崎市情報公開条例に基づき、公開される場合があります。
- (4) 提案者が法人の場合、契約締結までの手続期間中に指名停止となったときには、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、契約予定者が参加資格を失ったときには、次順位の者と手続を行います。

13 問合せ先

川崎市幸区戸手本町1-11-1

川崎市幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

地域ケア推進課

TEL：044-556-6730

FAX：044-556-6659

メールアドレス：63keasui@city.kawasaki.jp